

令和元年 8 月 8 日

三重県教育ビジョン

【骨子案】

令和元年 8 月
三重県教育委員会

目 次

1 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

- (1) 学力の育成..... 1
- (2) 外国人児童生徒教育の推進..... 3
- (3) 幼児教育の推進..... 4
- (4) 人権教育の推進..... 5
- (5) 道徳教育の推進..... 6
- (6) 読書活動・文化芸術活動の推進 7
- (7) 体力の向上と学校スポーツの推進 9
- (8) 健康教育・食育の推進..... 11

2 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成

- (1) 主体的に社会を形成する力の育成 13
- (2) キャリア教育の充実..... 14
- (3) グローカル教育の推進..... 15
- (4) 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成 16

3 特別支援教育の推進

- (1) 一人ひとりの学びを支える教育の推進 18
- (2) 自立と社会参画に向けた教育の推進 19

4 安全で安心な学びの場づくり

- (1) いじめや暴力のない学校づくり 21
- (2) 防災教育・防災対策の推進..... 23
- (3) 子どもたちの安全・安心の確保 24
- (4) 不登校児童生徒への支援..... 26
- (5) 学びのセーフティネットの構築・学びの継続 28
- (6) 学校施設の充実..... 30

5 地域との協働と信頼される学校づくり

- (1) 地域とともにある学校づくり..... 31
- (2) 学校の特色化・魅力化..... 32
- (3) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進 34
- (4) 学校における働き方改革の推進 36
- (5) 家庭の教育力の向上..... 38
- (6) 社会教育の推進と地域の教育力の向上 39
- (7) 文化財の保存・継承・活用..... 40

1 学力の育成

めざす姿	子どもたちが、意欲を持って協働・対話しながら学び、学んだことを生かして課題を発見・解決したり、自分の考えを広げ深めたりしていく力や、生涯にわたって学び続ける態度を身につけています。
------	--

現状・課題

- ① 実際の社会や生活で生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度を養うことが大切です。
- ② 変化の激しい予測困難なこれからの社会に対応していくために必要な資質・能力を、学校と社会が連携・協働して子どもたちに育成することが求められており、教育活動の質の向上を図っていく必要があります。
- ③ 学びの質を重視した授業改善を図っていくとともに、学習評価を通じて指導方法の改善を図るなど指導と評価の一体化が求められています。
- ④ 全国学力・学習状況調査において、全国の平均正答率を上回る教科数が増えるなど一定の改善が図られました。一方で、活用する力の基盤となる基礎的・基本的な知識・技能の定着や、説明したり自分の考えを書いたりすることなどに課題がみられます。
- ⑤ 個に応じた指導や習熟度別指導などきめ細かな指導を行うことが重要です。
- ⑥ 生活習慣等の改善に向け、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、一体となって取組を進めることが重要です。

主な取組内容

1 教育活動の質の向上

- ・ 教職員を対象とした研修会等で好事例を紹介することなどを通じて、各学校において、教育課程を編成・実施・評価し、改善していく「カリキュラム・マネジメント」の充実を図ります。

2 授業改善の推進

- ・ 各学校における「主体的・対話的で深い学び」(※1)の実現に向け、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、問題を見いだして解決策を考えたりするなどの過程を重視した授業改善の取組を促進します。
- ・ 子どもたちが考えの深まりや広がりを実感できるよう、「めあての提示」や「振り返る活動」の意義や具体的手法について、研修会等で理解を図り、授業の質的向上に取り組めます。
- ・ 授業内容や指導方法の改善につなげるため、学習評価の充実を図ります。

3 基礎学力の定着に向けた取組

- ・ 基礎的・基本的な知識・技能等の定着を図るため、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック(※2)等を活用した組織的な取組を推進します。
- ・ 指導資料やワークシートを活用した効果的な指導方法を研修会等で説明するなど、

基本施策１ 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

教員の指導力向上に取り組みます。

- ・ 基礎学力の確実な習得を図るため、「高校生のための学びの基礎診断」等を活用しながら、各学校において継続的な検証・改善に取り組みます。

④ 「文章を読み解く力・伝える力」の育成

- ・ 各学校において、文章の内容や与えられた情報を正確に理解して論理的に考える力、自分の考えを的確に伝える力の育成に向けた授業の充実を図ります。

⑤ 個に応じたきめ細かな指導の充実

- ・ これまでの個に応じた指導や習熟度別指導で、指導の効果の高かった事例の周知を通じて少人数指導の質的向上を図ります。

⑥ 学校・家庭・地域の連携

- ・ 「みえの学力向上県民運動」を引き続き展開し、基本的な生活習慣・学習習慣・読書習慣を確立することの重要性について、周知・啓発します。

(※１)「主体的・対話的で深い学び」：「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、自分から進んで見通しを持って粘り強く取り組み、振り返り、次の学びへとつなげていくこと。「対話的な学び」とは、周りの人たちと共に考え、新しい発見や豊かな発想が生まれること。「深い学び」とは、これまで身につけた知識や技能をつなげて考える中で、問題を解決したり、思いを深めたりすること。

(※２) みえスタディ・チェック：学習指導要領をふまえ、三重県が重点的に実施している学力向上策の一つ。知識等の活用を中心とした問題を通じて、学習内容の定着状況を把握し、子どもたちが主体的に学習に取り組む意欲や、各学校における授業改善、個に応じた指導の充実等を促進する取組。

2 外国人児童生徒教育の推進

めざす姿	子どもたちがどの地域、どの学校に通っても、「学ぶ楽しさ」や「わかる喜び」を感じながら学び、学力を高め、自己実現を図り、社会的に自立する力を身につけています。
------	--

現状・課題

- ① 三重県は日本語指導が必要な外国人児童生徒等の在籍率が全国 1 位(平成 28 年度)と高く、また入管法の改正により、今後、外国人児童生徒の増加が見込まれることから、日本語の習得に向けた支援体制の一層の充実が必要です。
- ② 日常生活に必要な日本語の力及び日本語で学ぶ力を身につけられるよう、支援していく必要があります。
- ③ 将来、社会で自立できる力を育むための体制整備が必要です。
- ④ 外国人の子どもが不就学とならないよう、保護者等への働きかけを十分に行う必要があります。

主な取組内容

- 1 受入体制整備の支援
 - ・ 外国人児童生徒の受入体制の充実を図るため、市町が行う初期適応指導等を支援します。
- 2 日本語指導、適応指導の充実及び日本語で学ぶ力の育成
 - ・ 学習支援や学校生活への適応指導等を行うため、「外国人児童生徒巡回相談員」の派遣等、指導体制の充実に努めます。
 - ・ 学習内容の理解と定着を図るため、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラムを活用した効果的な指導が行われるよう取り組みます。
- 3 進路選択の取組の支援
 - ・ 学校制度や職業について理解を深め、希望する進路を選択できるよう、多言語によるガイドブックやガイダンスを活用した情報提供を行っていきます。
- 4 就学の促進
 - ・ 外国人の子どもの学校への受入れにかかる柔軟な対応等の情報提供を行います。

3 幼児教育の推進

めざす姿	遊びや生活の中での体験をととして、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識、社会と関わる意識、思考力、生命を尊重する気持ち、数量・文字等への関心、言葉で伝え合う力、豊かな感性が育まれてきています。
------	---

現状・課題

- ① 生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育の質的向上が求められています。また、子育ての支援を行う拠点としての役割が一層期待されています。
- ② 子どもの主体的な活動が充実するよう、幼稚園教諭・保育教諭・保育士の資質向上が求められています。
- ③ 幼児教育から小学校教育への円滑な接続をより一層推進する必要があります。
- ④ 子どもの活動が、豊かな生活体験を得られる機会となるよう、家庭や地域社会と連携を図っていく必要があります。

主な取組内容

- 1 幼稚園・認定こども園・保育所における教育・保育活動の充実
 - ・ 遊びや多様な体験活動等をととして、資質・能力を育む取組の充実を図ります。
- 2 幼児教育を担う教職員の資質向上
 - ・ 幼稚園・認定こども園・保育所と小学校が、指導内容や指導方法について、相互理解を図る取組を推進します。
 - ・ 就学前教育に係る諸課題の解決に向けた研修を行います。
- 3 小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進
 - ・ 「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を活用した実践事例の普及に努めます。
 - ・ 幼稚園・認定こども園・保育所の子どもたちと小学生の体験的な交流を推進します。
- 4 家庭・地域との連携の推進
 - ・ 基本的な生活習慣や運動習慣が身につくよう、「就学前子ども向け生活習慣チェックシート」の活用を促進します。
 - ・ 幼稚園・認定こども園・保育所において、地域の人々と触れ合う活動を推進します。
 - ・ 保護者同士の交流の機会づくりや子育てに関する相談などを行う体制づくりを支援します。

4 人権教育の推進

めざす姿	子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力を身につけています。
------	---

現状・課題

- ① 社会情勢の変化にともない、さまざまな人権問題が生起しているとともに、課題解決に向けて、差別解消に関する法令の整備等が進んでいます。このようなことをふまえ、児童生徒の人権についての理解と認識を深め、行動につながる意欲・態度や技能をさらに育成する必要があります。
- ② 子どもたちの人権意識の形成については、家庭や地域の影響が大きいことから、学校・家庭・地域がともに連携し、人権意識の向上に取り組むことが必要です。
- ③ 世代交代が進む中、全ての教職員の確かな人権感覚と人権教育に関する指導力が求められます。

主な取組内容

- 1 人権教育に関する指導内容の充実
 - ・ 教育活動全体を通じて、総合的・系統的に人権教育を進めるため、学校における人権教育カリキュラムの活用と改善を促進します。
 - ・ 子どもたちが、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性の人権に係わる問題をはじめ、さまざまな人権に係わる問題（高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人、性的マイノリティ、ホームレス等の人権に係わる問題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等）について理解を深め、人権感覚を高められるよう、人権学習指導資料等を活用した学習を推進します。
- 2 人権教育推進のための地域連携の充実
 - ・ 子どもたちの人権意識や自尊感情を高めるために、学校・家庭・地域が共に協議し、活動することができるよう、人権教育推進協議会や子ども支援ネットワーク等の取組を推進します。
- 3 教職員の人権感覚と指導力の向上
 - ・ 次代を担う教職員をはじめ全ての教職員が確かな人権感覚と指導力をもって人権教育を進められるよう、研修の実施や指導資料等の情報提供および相談支援を行います。
 - ・ 管理職や人権教育推進委員会等代表者に対して、研修や情報提供を行い、学校における人権教育推進体制や家庭・地域との連携体制を充実させるためのリーダーシップの向上を図ります。

5 道徳教育の推進

めざす姿	子どもたちが人間尊重・生命尊重の精神のもと、公共心や規範意識、人間関係を築く力、自尊感情を高め、よりよく生きようとする意欲と実践力を身につけています。
------	---

現状・課題

- ① いじめの問題への対応の充実はもとより、生命を軽視する事件やインターネットでの誹謗中傷が発生していることから、子どもたちの生命倫理を確立するため、道徳教育の充実が求められています。
- ② 国際社会の一員として、郷土を愛し、誇りに思うとともに、様々な価値観を持つ人々と尊重しあうことが一層重要となっています。また、自ら感じ、考え、他者と協働しながら、よりよい方向をめざす資質・能力がこれまで以上に求められています。
- ③ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進が必要です。
- ④ 家庭・地域と連携を図りながら、道徳教育を進めることが重要です。

主な取組内容

- 1 発達段階に応じた道徳教育の推進
 - ・ 子どもたちが道徳性を養うことができるよう、発達段階に応じた教材の活用や多様で効果的な指導方法の工夫改善を推進します。
- 2 指導体制の充実
 - ・ 道徳教育の全体計画、道徳教育推進教師を中心とした推進体制の充実に取り組みます。
 - ・ 教員一人ひとりの指導力を高め、子どもたちが、答えが一つではない道徳的な問題について、考え、議論する道徳の授業づくりに取り組みます。
 - ・ 高等学校においては、成年年齢の引き下げを見据えて、義務を果たし責任を重んじながら社会に参画できる力を育む取組を進めます。
- 3 生命を大切にする教育の充実
 - ・ 子どもたちの発達段階に応じて、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う教育を充実します。
- 4 家庭・地域と連携した道徳教育の推進
 - ・ 道徳教育の実施に当たり、保護者や地域の方々の参加・協力を得て行う授業や体験活動等を推進します。
- 5 三重の特色を活かした道徳教育の展開
 - ・ 子どもたちの郷土を愛する心を育むため、地域教材等の活用を促進します。

6 読書活動・文化芸術活動の推進

めざす姿	子どもたちが、自ら進んで読書に親しむことを通じて、知識を得たり、多様な考えや価値観に触れて想像力や思考力・表現力を高めたりして、豊かな感性を身につけています。また、さまざまな文化芸術に親しむとともに、作品等を通して創造力や表現力を発揮することにより、豊かな人間性を身につけています。
------	---

現状・課題

- ① 子どもたちは、読書を通じて、読解力や想像力、思考力・表現力等を養うとともに、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、探究心が培われることから、読書活動を推進していくことが大切です。
- ② スマートフォン等の普及により、子どもたちを取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、子どもたちの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。
- ③ 全国学力・学習状況調査の結果では、授業時間以外に読書をする子どもたちの割合は改善傾向にありますが、全国平均を下回っている状況です。また、第64回「学校読書調査」における不読者の割合は、年齢が上がるにつれて高くなっていることから、発達段階に応じた読書習慣の形成を図っていく必要があります。
- ④ 文化部活動を通じて、個性を伸ばし、自主性、創造性を高めるとともに、責任感と協力の態度を養うことが大切です。
- ⑤ 生涯にわたって文化や芸術に親しみ、その継承や創造に寄与する態度や能力を育てることが大切です。

主な取組内容

1 読書活動の推進

(1) 学校における読書活動の推進

- ・ 子どもたちの読書に対する興味や関心を育み、読書習慣を確立するため、学校図書館の機能を充実するとともに、学校図書館ボランティア等との協働を促進します。
- ・ 教員と学校司書等の連携を促進し、学校図書館を活用した授業、全校一斉読書等の多様な読書活動を推進するとともに、読書習慣を形成する機会の拡充を図ります。

(2) 家庭における読書活動の推進

- ・ 子どもたちの読書習慣づくりに向け、「家読（うちどく）」の取組を推進します。
- ・ 読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての家庭の理解を深めるため、読書に関する情報提供や講座等を行います。

(3) 地域における読書活動の推進

- ・ 子どもたちが本を読む意義について理解を深めるため、教育・福祉関係者、読書ボランティア等を対象とした研修会や講演会を実施します。
- ・ 読書活動の実施・拡大を図るため、優れた取組を研修会等で紹介するとともに、民間団体等が行う読書活動推進の取組を支援します。

基本施策１ 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

〔２〕文化芸術活動の推進

（１）文化芸術にふれる機会の充実

- ・ 子どもたちの豊かな感性や情操を育むため、本物の文化芸術にふれる機会や表現する機会の充実を図ります。

（２）地域人材や社会教育施設等の連携による文化芸術活動の充実

- ・ 学校文化活動において、郷土の歴史や文化等を学ぶ機会を充実します。
- ・ 三重県総合博物館（MieMu）等において、子どもたちを対象とした参加体験型の学習プログラム等を実施します。

（３）文化部活動の活性化と発表の機会の充実

- ・ 学校の文化部活動が、子どもたちの豊かな感性を育み、表現力や創造力を高めるための機会となるよう支援します。

7 体力の向上と学校スポーツの推進

めざす姿	子どもたちが体を動かすことを好きになり、運動やスポーツに積極的に取り組むことによって、心身の健康が保持増進され、体力が向上しています。また、三重県で開催される大規模なスポーツ大会において、子どもたちが「する」、「みる」、「支える」、「知る」といった多様な関わりをとおして、学校スポーツが活発に行われています。
------	--

現状と課題

- ① 外遊びやスポーツ活動時間の減少、手軽な遊び場の減少、交通手段や家電製品の発達などにより、子どもたちが日常生活の中で体を動かすことが少なくなっています。
- ② 三重県の子どもたちの体力は、全国と同等の水準にまで向上してきましたが、1週間の総運動時間が60分未満の児童の割合が増加しています。
- ③ 「三重県部活動ガイドライン」に基づいた適切な運営と効果的な指導が求められています。外部人材の活用や地域スポーツとの連携などの環境整備を促進する必要があります。
- ④ 全ての学校スポーツにおいて熱中症などの事故防止の徹底に向けて取り組む必要があります。
- ⑤ 令和2年度の東海ブロック全国中学校体育大会、令和年の三重とこわか国体・とこわか大会において、子どもたちが多くの感動や達成感を味わえるよう、運動部活動等、学校スポーツの活性化が求められています。

主な取組内容

- 1 子どもたちの体力向上に向けた運動機会の拡充
 - ・ 幼稚園教諭や保育士等を対象とした研修会を開催し、体を動かす遊びが充実するよう働きかけるとともに、「生活習慣・読書週間チェックシート」を活用し、家庭との連携を深め、幼児期からの生活習慣の確立と運動機会の拡充に努めます。
 - ・ 運動機会拡充の取組が進むよう、市町等教育委員会と連携し、体力向上の目標設定や効果的な「1学校1運動」（学校全体でなわとびやマラソン等に取り組む活動）を推進します。
- 2 教員の指導力向上による体育授業等の充実
 - ・ 子どもたちが運動の楽しさや喜びを味わい、運動に親しむ習慣を身につけるとともに、発達段階に応じた体力や技能が養われるよう、教員を対象とした研修会を実施し、魅力ある授業づくりを支援します。
- 3 三重県部活動ガイドラインに基づいた適切な部活動運営の推進
 - ・ 市町教育委員会と連携し、学校部活動運営方針に基づく活動状況を確認し、大会の精選等課題となっている点について改善に努めます。
- 4 地域人材の活用及び地域スポーツの充実
 - ・ 外部人材活用の効果を検証し、重点的な配置を支援します。

基本施策 1 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

- ・ 効率的・効果的な部活動指導に向けて、部活動指導者を対象に、具体的な技術指導等について研修会を実施します。
- ・ 中学生期における地域スポーツとの連携などについて市町教育委員会とともに検討します。

5 学校スポーツにおける熱中症等の事故防止

- ・ 熱中症等の事故防止に向けた適切な指導計画を立てることができるよう、教員の指導力向上に取り組むとともに、学校体育関係団体と連携し、各種大会における事故防止に向けた取組を推進します。

6 全国中学校体育大会・三重とこわか国体及び三重とこわか大会への参加

- ・ 子どもたちが大会の運営やさまざまな交流を通じて豊かな人間関係を築き、「する」、「みる」、「支える」、「知る」立場から多くの感動や達成感を味わえるよう取り組みます。

8 健康教育・食育の推進

めざす姿	子どもたち一人ひとりが、生涯にわたり心身の健康を自ら管理できるよう、学校・家庭・地域が一体となって健康教育・食育に取り組み、健康で充実した生活を送るために必要な知識と、自ら判断し実践する能力を身につけています。
------	---

現状と課題

- ① ライフスタイルの多様化等に伴い、子どもたちの基本的な生活習慣の確立が難しくなっています。
- ② 三重の子どもたちの一人あたりの平均むし歯数は、全国平均と比べて高い状況が続いています。
- ③ 性の問題行動や薬物乱用、アレルギー疾患や心の健康に課題を抱える子どもが増加しています。
- ④ がんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深めていく必要があります。
- ⑤ 妊娠や出産、子育てに関する正しい知識を身につけ、行動できるよう、性に関する指導やライフプラン教育を進める必要があります。
- ⑥ 子どもたちの食生活にさまざまな課題がみられることから、学校教育活動全体を通じた食育や地域における多様な主体と連携した活動が求められています。
- ⑦ 関係機関と連携し、学校給食を食育に活用していくことが必要です。

主な取組内容

- 1 健康教育の推進
 - ・ 望ましい生活習慣の確立等、健康課題に適切に対応し解決するため、各教科、特別活動など学校の教育活動全体で健康教育を推進します。
- 2 保健指導の推進
 - ・ 学校歯科医等と連携した歯科保健指導を充実します。また、各地域における歯科保健活動の充実に向けて、学校、行政、医療機関等によるネットワークの構築を進めます。
 - ・ 飲酒、喫煙、薬物乱用と健康との関わりについて、早期から認識を深められるよう、関係機関と連携した教育を充実します。
 - ・ 献血の意義や制度についての理解を図るため、「献血セミナー」の計画的な実施等の取組を推進します。
- 3 対応・相談体制の充実
 - ・ 研修会等を通じて、アレルギー疾患や感染症に対する教職員の理解と正確な情報の把握・共有に努めるとともに、事故や感染の予防、緊急時に対応するための体制の整備・充実を図ります。
 - ・ 子どもたちの心のケアについて、地域の専門家の効果的な活用など学校における相談体制の充実を図ります。

基本施策１ 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

４ がん教育の推進

- ・ がんを正しく理解することを通じて自他の健康と命の大切さについて考えることができるよう、がん教育を推進します。

５ ライフプラン教育の推進

- ・ ライフプラン・結婚・子育て等をテーマとした講演会の開催や保育実習等の機会の充実を図ります。

６ 食に関する指導の充実

- ・ 子どもたちが正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力等を身につけることができるよう、学校における食育の充実を図ります。
- ・ 食の大切さや地場産物とその生産者について理解を深めるため、多様な主体と連携した郷土の食材の活用や農業をはじめとする体験活動を行います。
- ・ 地場産物を使用したメニューを自ら考え調理する取組を通して、望ましい食習慣を身につけられる実践力を育みます。また、朝食摂取やバランス良く栄養を摂ることの重要性等について保護者や地域への啓発を図ります。

７ 学校給食の充実

- ・ 学校給食を「生きた教材」として活用し、食生活や食料の生産等に対する子どもたちの関心と理解を深めます。また、生産者、食品製造事業者等と連携して、地場産物の活用促進に取り組みます。
- ・ 安心で安全な学校給食を提供するため、給食関係者の資質向上および衛生管理の徹底を図ります。

1 主体的に社会を形成する力の育成

めざす姿	子どもたち一人ひとりが、世界や地域でおこっている経済・社会・環境等の問題や課題について、社会の形成者として自覚と責任を持ち、他者と協働しながら解決に向けて行動に移すことができる力を身につけています。
------	---

現状・課題

- ① 選挙権年齢の引き下げ、さらには成年年齢の18歳への引き下げをふまえ、主権者としての自覚を持てるよう、必要な知識を身につけ、判断力を養う必要があります。
- ② グローバルな諸課題の解決をめざす国際目標（SDGs）の考え方についての理解を促すとともに、未来社会を主体的に創造する意欲と実践力の育成が求められています。
- ③ 体験と実践を伴った探究的な学びを推進する必要があります。
- ④ 生徒が実際の地域課題について探究的に学ぶ機会を拡充する必要があります。

主な取組内容

- 1 社会の形成者として自覚と責任を持ち、自ら行動する力の育成
 - ・ 子どもたちの発達段階に応じた主権者教育を実施します。
 - ・ 小中高の一貫性のある主権者教育を推進できるよう連携を深めます。
 - ・ 高等学校の新科目「公共」の実践研究を進め、先進事例を普及します。
 - ・ 模擬選挙、出前授業の実施により、主権者としての意識を高めます。
- 2 実社会で必要とされる力の育成
 - ・ 小中学校においては、購入方法や支払い方法の特徴、消費者被害の背景とその対応等についての学習を推進します。
 - ・ 高等学校においては、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み、法の機能、租税の意義と役割等についての学習を深めます。
 - ・ 環境教育等と関連付けたSDGsの観点を重視した学習や、倫理的消費（エシカル消費）等の持続可能な消費行動を実践できる態度を育成します。
- 3 SDGsに向けた課題解決力の育成
 - ・ 環境問題、持続可能な消費と生産等世界が直面している様々な問題について、生徒が自らの問題として捉え、主体的に解決をめざす実践的な活動を推進します。
- 4 地域と連携した課題解決型学習の推進
 - ・ 高校生が、地域課題を題材に、課題解決型学習に取り組み、これからの社会の変化に対応できる「生きる力」を育みます。

2 キャリア教育の充実

めざす姿	子どもたちが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけています。
------	--

現状・課題

- ① 若者を取り巻く雇用環境においては、求人と求職のミスマッチの解消等が課題となっています。
- ② 進路を決定する能力や態度や、課題を発見し他者と協働する力を身につけるためには、学校での学びだけではなく、実社会で経験を重ねる必要があります。
- ③ 外国人生徒や障がいのある生徒が将来地域で自立して生活できるよう、キャリア教育を充実させる必要があります。

主な取組内容

- 1 組織的・系統的なキャリア教育の充実
 - ・ 各学校のキャリア教育計画の継続的な見直しを推進します。
 - ・ 子どもたちが学校で学んだことや体験したことを記録し蓄積するポートフォリオなどの取組を推進します。
- 2 発達段階に応じたキャリア教育の推進
 - ・ 他者と協働して問題解決に取り組む意欲や能力を身に付けられるよう、課題解決型インターンシップや地域を題材とした学びを推進します。
 - ・ 子どもたちが、将来に見通しを持って学べるよう、上級学校への体験入学、上級学校の教員・生徒・学生による出前授業等、校種を越えた学びの機会を設けます。
 - ・ つながりのあるキャリア教育を推進するために、教員が、異なる校種におけるキャリア教育についての理解を深める機会を設けます。
- 3 進路実現に向けた支援の充実
 - ・ 新規に高等学校を卒業し就職した者が活躍できるよう、学校と関係機関、地元企業等が連携した就職支援と早期離職防止に向けた定着支援を行います。
 - ・ 高校生が学ぶ意欲と目的を持って進路選択できるよう、大学と連携した学びの機会や、他校の生徒と切磋琢磨し高めあう機会を創出します。
- 4 職業教育の充実
 - ・ 地域産業の担い手や専門的能力を有する職業人を育成するため、地元の自治体、産業界等と連携して、地域資源を生かした商品開発等実践的な職業教育を推進します。
 - ・ 基礎的・基本的な実習が安全に行えるよう、実習設備を更新します。

3 グローカル教育の推進

めざす姿	子どもたちが、グローバルな視野を持ちながら、将来の地域社会を支える「志」を立てるとともに、異文化理解の精神、郷土への深い理解、語学力を身につけています。
------	--

現状・課題

- ① ダイバーシティ社会の実現に向けて、世界にあっても、地域にあっても、グローバルな視野を持ち、主体的に参画することが求められています。また、ダイバーシティ社会では、多様性を受容することが求められています。
- ② 小学校中学年からの外国語活動が導入される中、小・中・高等学校での学びの接続を意識し、特に他者とのコミュニケーションの基盤を形成することを重視した英語教育が求められています。
- ③ 郷土三重についての学習を深め、地域社会の出来事への関心を高めるとともに、地域社会への参画と貢献に対する意欲・態度を育むことが求められています。

主な取組内容

- 1 ダイバーシティ社会の実現に向けた教育の推進
 - ・ 外国人との交流や、ALT（外国語指導助手）、国際交流員等との交流を通じて、異文化コミュニケーションを促進します。
 - ・ 高校生が将来グローバルな舞台で活躍しようとする意欲の向上を図るため、長期留学及び短期留学を支援するとともに、思考力や発信力の向上を図るため、英語によるディスカッションやディベートをとおして留学生等と交流する機会を創出します。
 - ・ ユニセフ、ユネスコ等のさまざまな機関と連携し、子どもたちが多様な生き方、価値観、文化等に触れる機会を創出します。
 - ・ 教職員やNPO等の職員を対象とした国際理解研修を実施します。
- 2 英語教育の推進
 - ・ 英語での発信力の向上を図るため、発達年齢に合わせて、実践的に英語を使用できる環境を創出します。
 - ・ 学習指導要領の全面実施や大学入学者選抜改革の動向を見据え、英語の「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やり取り・発表）」、「書くこと」の4技能5領域を総合的に育成します。
- 3 グローカルマインドの育成
 - ・ 海外研修、高度な検定や資格取得、各種コンテスト等への参加等に取り組むとともに、高校生が学校の枠を越えて集い、主体的に活動する機会を設けます。
- 4 郷土教育の推進
 - ・ 子どもたちが郷土への理解を深め、豊かな人生の実現や次代の社会を形成することに向けた意欲と態度を身に付けることができるよう、地域と連携した郷土教育を推進します。
 - ・ 高校生が地域を学び、地域への愛着や絆を深めるため、高等学校と地域が連携した取組を推進します。

4 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成

めざす姿	子どもたちが、論理的・科学的に思考・吟味し活用する力や、豊かな感性、創造力、社会に大きな変革をもたらす（イノベーションを起こす）力を身につけています。
------	---

現状・課題

- ① 先端技術を受け身で捉えるのではなく手段として積極的に活用していくことが求められています。
- ② 様々な情報の意味を吟味し、読み解き、適切かつ効果的に活用する力の育成が求められています。
- ③ これまでの延長線上にはない未来社会においては、コミュニケーション力や正解のないことを考える力が求められます。
- ④ 情報技術の働きを理解して、自分が設定した目的のために使いこなす「プログラミング的思考」を身につけることが必要です。
- ⑤ AIやビッグデータ等の様々な先端技術を活用した取組（EdTech「エドテック」）が求められており、教員の指導力も含めた環境整備を早急に進める必要があります。

主な取組内容

1 探究的な学びの推進

- ・ 基礎的・基本的な知識・技能の習得、実験やレポート作成といった知識・技能の活用、及び問題解決的な学習が発展的に繰り返される探究的な学びを充実します。
- ・ 生徒一人ひとりが、他者と協働したり対話したりしながら、唯一の正解が存在しない課題に対して、粘り強く対処し解決しようとする資質・能力を育成します。
- ・ 各学校の探究的な学習の成果を集めた発表会「みえ科学探究フォーラム」、「高校生地域創造サミット」等を開催します。

2 STEAM教育の推進

- ・ すべての生徒が、思考の基盤となる科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、芸術（Art）、数学（Mathematics）を統合的に学び、幅広い分野で創造力を発揮できるよう、STEAM教育を推進します。
- ・ 国際舞台で活躍できる人材を育成するために、生徒の個性と能力を一層伸ばしていく教育プログラムを開発します。

3 プログラミング教育の充実と情報利活用能力の育成

- ・ 子どもたちがプログラミングの体験をとおして論理的思考力を身につけられるよう、学校における計画的なプログラミング教育の充実を図ります。
- ・ プログラミングの働きにより生活の便利さや豊かさがもたらされていることを理解する教育を進めます。
- ・ 情報安全や情報セキュリティを含む情報モラル教育を一層推進するとともに、イン

基本施策2 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成

ターネットの適正利用やフィルタリングの普及についての広報啓発活動を推進します。

4 EdTechを活用した教育の推進

- ・ 先端技術（EdTechを含む）を効果的に活用し、生徒一人ひとりの学習状況に応じた個別最適化学習について、研究と実証を進めます。
- ・ Society5.0時代の到来を見据え、AIやビッグデータを最大限に活用するために求められる資質・能力等を検討し、必要なICT基盤整備について研究します。

1 一人ひとりの学びを支える教育の推進

めざす姿	特別な支援を必要とする子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、自立をめざすための基本的な力を身につけています。また、特別な支援を必要とする子どもたちの支援情報が円滑かつ切れ目なく確実に引き継がれ、子どもたちの学びを支えています。
------	--

現状・課題

- ① 特別な支援を必要とする子どもたちが増加する中、それぞれの学びの場における一人ひとりに応じた適切な指導・支援の充実や、支援情報の切れ目ない確実な引継ぎが大切です。
- ② 特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍していることから、すべての教員の特別支援教育に関する知識・技能を高めることが必要です。

主な取組内容

1 切れ目ない支援体制の充実

- ・ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた切れ目ない支援のために、パーソナルカルテ等を活用した支援情報の円滑かつ確実な引継ぎを進めます。
- ・ 子どもの特性や保護者の希望に応じた学びの場を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校について丁寧に説明し、就学支援を行います。

2 小中学校、高等学校等における特別支援教育の推進

- ・ 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場において、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づいたきめ細かな指導・支援を一層充実するとともに、合理的配慮を行います。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもたちを含むすべての子どもたちが「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感できるよう、授業のユニバーサルデザイン化を一層推進し、安心して学ぶことができる教育環境を提供するとともに、授業改善を進めるなど教育内容の充実を図ります。
- ・ 特別支援学校のセンター的機能として、小中学校等への教育相談や特別支援教育に関する研修会等の実施など、教員の専門性の向上に向けて取り組みます。特に、三重県立子ども心身発達医療センターと三重県立かがやき特別支援学校との連携により、医療、福祉、教育が連携した専門性の高い支援を行います。
- ・ 高等学校における通級による指導や、長期入院中の高校生に対するICT機器の活用による在籍校からの授業配信等の学習保障についての取組を進めます。

2 自立と社会参画に向けた教育の推進

めざす姿	特別支援学校等において合理的配慮の提供が進み、子どもたちがその能力や可能性を最大限に伸ばすことで、自立と社会参画をめざし、卒業後も地域で豊かに生き生きと自分らしく生活しています。また、特別支援学校と地域の小中学校等の子どもたちが交流及び共同学習を通じて、ともに助け合い支え合って生きていくことの大切さを学び、お互いの理解が深まっています。
------	---

現状・課題

- ① 特別な支援を必要とする子どもたちが、卒業後も地域の中で豊かに自分らしく生活していけるよう、組織的・計画的なキャリア教育を推進する必要があります。
- ② 障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合えるよう、学校においては交流及び共同学習等を進める必要があります。
- ③ 特別支援学校の施設の狭隘化や個別の教育的ニーズ等に、それぞれの地域の実情をふまえ対応することが必要です。

主な取組内容

- 1 特別支援学校における自立と社会参画に向けた取組
 - ・ 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づく、きめ細かな指導を一層充実するなど、子どもたちの自立と社会参画に向けた取組を進めます。
 - ・ 子どもたちが、自己選択、自己決定できる力を高め、地域で豊かに暮らしていけるよう、特別支援学校版キャリア教育プログラムの活用等による幼稚部・小学部段階からの系統的なキャリア教育を進めます。
 - ・ 特別支援学校高等部においては、生徒の適性を十分に把握し、早期からの計画的な職場実習や、農福連携等を活用した職域の拡大により、進路希望を実現するとともに、自分に適した職場で働き続けることができるよう、関係機関と連携し、定着支援を充実します。
 - ・ 地域の障がい者就業・生活支援センター等と在学中から連携し、卒業後の支援の主体を学校から関係機関へ円滑に引き継ぐために、「個別の教育支援計画」を活用した取組を進めます。
- 2 特別支援教育についての理解啓発を推進する取組
 - ・ 特別な支援を必要とする子どもたちが、学校や社会で自分らしく生活していくために、周りの子どもたちや保護者、地域への特別支援教育にかかる理解啓発を図ります。
 - ・ 障がいのある子どもにも障がいのない子どもにも、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度が育まれるよう、ボッチャ等の障がい者スポーツや、各教科等のねらいをふまえた学習活動を取り入れた交流及び共同学習を進めます。

基本施策3 特別支援教育の推進

3 特別支援学校における学習環境づくり

- ・ 在籍する子どもたちの増加や車両の老朽化に対応したスクールバスの配備と更新を図ります。
- ・ 施設の狭隘化や個別の教育的ニーズ等に対応するため、地域の実情をふまえ、より適切な支援を提供できるよう調整を行います。

1 いじめや暴力のない学校づくり

めざす姿	子どもたちが互いに認め合い、自ら問題解決に向けて主体的に考え行動できる力を身につけています。また、いじめや暴力行為の未然防止および早期発見・早期解決に向けた学校の教育相談体制等、学校全体で取り組む体制が整っています。
------	--

現状・課題

- ① いじめについては、未然防止および事案発生時の組織的対応の充実が必要です。また、暴力行為については、特に小学校で増加傾向にあるため、早い段階からの指導と中学校への途切れのない連携が必要です。
- ② いじめや暴力行為等の防止には、学校の教育相談体制の充実や教職員が子どもたちのわずかな兆候を察知した適切な対応が必要です。また、学校だけでは対応が困難な事案が増加しているため、学校と関係機関の連携強化が必要です。
- ③ いじめの未然防止、早期発見のためには教職員が定期的に児童生徒の声や様子を把握できる体制が必要です。
- ④ スマートフォン等の急激な普及で、SNS等でのトラブルやいじめが増加しているため、子どもたちの情報モラルの向上や保護者への啓発に向けた取組が必要です。
- ⑤ 「三重県いじめ防止条例」の周知をはかり、社会総がかりでのいじめ問題の克服に向けた取組を進めていくことが必要です。

主な取組内容

- 1 いじめや暴力を許さない子どもたちの育成
 - ・ いじめや暴力の防止について、子どもたちが主体的に行動できる力を育成します。
 - ・ 道徳教育・人権教育など学校教育活動全体を通じ、子どもたちが生命を大切にし、いじめや暴力を許さない態度等を身につけられるよう努めます。
- 2 学校内外の教育相談・支援体制の充実
 - ・ 教員のカウンセリングマインド向上のため、教育相談の研修会等を開催します。
 - ・ 学校現場でのスクールカウンセラー等の効果的な活用を促すとともに、生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等からなる専門家チームを派遣します。
 - ・ 「いじめ電話相談」や「子どもLINE相談みえ」など、教育相談を実施します。
- 3 いじめの実態把握と組織的な対応の推進
 - ・ 各学校や県が行うアンケート調査などで、いじめを把握し、早期の解消に向けた組織的な対応が推進されるよう取り組みます。
- 4 スマートフォン等に対応した情報モラル教育の推進
 - ・ 子どもたちがインターネットに関わるルールやマナー等の情報モラルを主体的に身につけるための取組を進めます。

基本施策４ 安全で安心な学びの場づくり

- ・ 県のホームページに掲載した保護者向けの啓発資料を活用し、教職員による啓発が実施できるよう推進します。

〔５〕 社会総がかりでのいじめ問題の克服

- ・ 「三重県いじめ防止条例」に基づき、いじめ防止強化月間の取組等を行い、社会総がかりでのいじめ問題の克服に努めます。

2 防災教育・防災対策の推進

めざす姿	防災学習を通じて、子どもたちが、地震や津波、風水害など自然災害に対して、自分の命は自分で守る力を身につけています。また、災害時に子どもたちの安全・安心な学習環境を早期に回復するために、災害時における学校教育の復旧を支援する仕組みが構築されています。
------	--

現状・課題

- ① 三重県においては、南海トラフ地震の発生が危惧されるとともに、局地的大雨等の風水害が発生しています。南海トラフ地震や津波、風水害等の自然災害から子どもたちの命を守るため、防災学習教材の充実、教職員の防災に関する意識や知識の向上等に引き続き取り組み、防災教育を推進していく必要があります。
- ② 学校は、地震、台風、局地的大雨等による災害発生時においては、子どもたち等の安全を確保するとともに、地域住民の緊急避難場所や避難所となる場合もあることから、学校と家庭・地域との連携が求められています。
- ③ 被災した学校を速やかに復旧させて教育を再開するため、災害時における学校教育の復旧を支援するための仕組みを構築する必要があります。

主な取組内容

- 1 子どもたちの防災学習の充実
 - ・ 子どもたちが自分の命は自分で守る力を身に付けられるように、防災ノート等の防災学習教材の一層の充実を図るとともに、防災タウンウォッチング・防災マップづくり等の体験型防災学習や防災訓練等の実施を支援し、学校における防災教育を推進します。
 - ・ 学校における防災教育・防災対策をより一層推進するため、みえ防災・減災センター等と連携して教職員の防災に関する研修を行い、学校で防災学習を行う教職員の資質向上を図ります。
- 2 家庭、地域との連携
 - ・ 子どもたちの安全を確保するとともに、子どもたちが支援者となる視点から、発達段階に応じて地域の一員として行動できるように、被災地との交流学习や、学校と保護者、地域住民、近隣学校等が連携した防災学習や避難訓練等を実施するなど、家庭・地域と連携した取組を進めます。
- 3 災害時の学校支援の仕組みづくり
 - ・ 災害時の学校運営（避難所の開設・運営や学校の早期再開、児童生徒の心のケア等）に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職員を育成し、災害時における学校教育の復旧を支援するための取組を進めます。

③ 子どもたちの安全・安心の確保

めざす姿	地域全体で学校内外における子どもたちの安全確保に取り組む体制の構築が進むとともに、安全教育の推進により、子どもたちが危険予測・危険回避能力を身につけています。
------	---

現状・課題

- ① 子どもたちの交通事故は、減少傾向にありますが、特に自転車での交通事故が多いため、基本的な自転車の乗り方等の交通安全教育が必要です。また、子どもたちが被害者となる犯罪や不審者による声掛け、つきまとい等が多く発生しているため、子どもたちの防犯意識（危険予測・危険回避能力）の向上を図ることも必要です。
- ② 通学路等の交通安全確保については、教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察等の連携が必要です。また、防犯については、「見せる」警戒・パトロール等の強化をはじめ、地域社会全体で子どもたちを守る体制の整備が必要です。
- ③ 県内児童相談所における平成 30 年度の児童虐待相談対応件数は、2,074 件で、過去最多件数を更新しました。未然防止および早期発見・早期対応の取組を充実させる必要があります。
- ④ スマートフォンや有害な図書等を通じて得られる有害情報から青少年を保護するため、啓発活動を行う必要があります。

主な取組内容

① 交通安全教育・防犯教育の推進

- ・ 学校教育活動全体をととして、実践的な交通安全教育・防犯教育に取り組みます。
- ・ 歩行者・自転車利用者に重点を置いた参加・体験・実践型の交通安全教室を各学校等において実施します。
- ・ 紙芝居や演劇、ロールプレイ等を用いた参加・体験型の防犯教室を各学校において実施します。
- ・ 子どもたちが通学路等を点検する「交通安全マップ」や「地域安全マップ」づくりに取り組む学校を支援し、子どもたちの防犯意識の向上を図ります。
- ・ 教員対象の交通安全教室講習会・防犯教室講習会を実施します。
- ・ 「三重県飲酒運転 0（ゼロ）をめざす条例」をふまえ、飲酒運転防止の教育を実施します。

② 学校・家庭・地域および関係機関等と連携した安全確保の推進

- ・ 「登下校防犯プラン」や「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の点検や安全対策の改善・充実を教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察などが連携して実施します。また、未就学児の交通安全の確保に向けた緊急安全点検の実施結果をふまえ、必要な対策を実施します。

基本施策 4 安全で安心な学びの場づくり

- ・ 通学路に重点を置いた警察官によるパトロールを強化するとともに、「子どもＳＯＳの家」や「子ども安全・安心の店」等を拡充し、通学路等の安全確保に努めます。
- ・ 学校安全ボランティアや警察との連携、また多様な世代や事業者が日常活動の機会に実施する「ながら見守り」(※１)の推進など、地域社会全体で子どもたちを守る体制整備を推進します。
- ・ 学校安全に関する関係機関との情報共有体制を強化し、警察本部のＷｅｂサイトや電子メール等を活用した情報発信活動を推進します。
- ・ 自治体や自治会等による犯罪抑止インフラの整備を支援します。

③ 児童虐待の防止

- ・ 要保護児童対策地域協議会を中心に、教育委員会、学校、児童相談所、警察等の関係機関が緊密に連携し、子どもの保護・支援に努めます。
- ・ 学校は、「児童虐待気づきリスト」の活用等をとおして、子どものＳＯＳを適切に把握できるよう努めます。

④ 青少年の健全育成

- ・ 青少年が、スマートフォン等を通じて有害情報に接することや、トラブルに巻き込まれることのないよう啓発活動を実施します。
- ・ 三重県青少年健全育成条例に基づき、青少年総合支援専門員による携帯電話販売店や有害図書販売店等への立ち入り調査を行います。

(※１) 見守りの担い手の裾野を広げるため、地域住民がウォーキング、買い物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際や事業者が日常の事業活動を行いながら防犯の視点を持って見守りを行うこと。

4 不登校児童生徒への支援

めざす姿	子どもたち一人ひとりが互いに認め合い、尊重し合う心を身につけ、一人ひとりの自尊感情の高まりが見られます。また、不登校児童生徒の意思が十分に尊重されるとともに、状況に応じた必要な支援を受け、社会的自立をめざしています。
------	--

現状・課題

- ① すべての子どもたちが豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、魅力あるより良い学校・学級づくりをめざす必要があります。
- ② 県内の小中学校の不登校児導生徒は、年々増加傾向にあります。そのため、教育支援センター（適応指導教室）が不登校児童生徒の支援の中核となるための支援を強化することや、学校、教育支援センター、フリースクール等の関係機関が相互に連携した途切れのない支援を行う必要があります。
- ③ 近年、不登校の要因・背景はより多様化・複雑化しています。不登校はどの児童生徒にも起こり得るものである、という認識のもと、子どもの意思を尊重し、個々の子どもたちの状況に応じた支援を行う必要があります。
- ④ 不登校児童生徒に寄り添う支援ができるよう教職員の資質向上を図る必要があります。

主な取組内容

1 魅力ある学校・学級づくり

- ・ 学校行事の運営等、子どもたちの自主的・自律的な活動を通して「絆づくり」「居場所づくり」を推進します。
- ・ アンケート調査や日常観察、教育相談等による実態把握をとおして、子ども理解に努めます。
- ・ 「中1ギャップ」に対応するなど、小学校と中学校の途切れのない連携を図り、新たな不登校児童生徒を生まない環境づくりに取り組みます。

2 各関係機関の支援の強化と連携

- ・ 教育支援センター（適応指導教室）が、地域の不登校支援の拠点となるよう支援を強化します。
- ・ 不登校児童生徒の社会的自立に向けて、学校外での多様な学びを関係機関等と連携して支援します。
- ・ スクールソーシャルワーカーを活用した福祉的なネットワークづくりとともに、学校と教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール等とが情報共有できる仕組みを整備し、連携が進むよう努めます。
- ・ フリースクール等が相互に情報交換できる場を提供します。

基本施策 4 安全で安心な学びの場づくり

③ 学校内外の教育相談・支援体制の充実

- ・ スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実やスクールソーシャルワーカーを活用した福祉的支援の充実を図ります。
- ・ 臨床心理士等による、子ども・保護者の不安や悩みへの早期対応や、教職員を対象とした教育相談に係る指導・助言を行います。

④ 教職員の教育相談に関する資質の向上

- ・ 不登校児童生徒への支援、教職員のカウンセリングマインドや対応力の向上等のため、研修会等を実施します。
- ・ 地域の教育支援センター（適応指導教室）指導員の資質向上を図るため、各種研修会を支援します。

5 学びのセーフティネットの構築・学びの継続

めざす姿	子どもたちの将来が、生まれ育った家庭の経済的な環境等によって左右されることのないよう、さまざまな支援が適切に行われることにより、子どもたちが意欲を持って学習に取り組んでいます。
------	--

現状・課題

- ① 家庭環境が子どもたちに与える影響は大きく、不登校や問題行動の一因にもなると考えられます。
- ② 家庭の経済的な環境等を背景として生じる子どもたちの自尊感情や学習・進路選択に対する意欲の低下を防ぐ必要があります。
- ③ 低所得世帯にとっては、授業料以外（学年会費、PTA費等）の費用が負担となっています。
- ④ 地域住民等の協力による学習支援やひとり親家庭、生活困窮家庭等に対する適切な学習支援をする必要があります。
- ⑤ 高校で学校生活や学業になじめずに進路変更する生徒が一定数いることから、関係機関と連携した適切な支援を継続していく必要があります。
- ⑥ 里親や児童養護施設等の社会的養護のもとで生活している子どもたちに対する理解を深めるとともに、関係機関との連携強化を図っていく必要があります。

主な取組内容

- 1 支援体制と相談機能の充実
 - ・ 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの効果的な活用を進め、地域の福祉等の関係機関とともにチームとしての支援もできるよう教育相談体制の充実を図ります。
- 2 自尊感情、学習・進路選択に対する意欲の向上
 - ・ 学校・家庭・地域が連携して体験活動や学習支援等に取り組む「子ども支援ネットワーク」の活動を促進します。
- 3 就学に係る経済的支援の推進
 - ・ 高校に通う低所得世帯に属する者に返還不要の高校生等奨学給付金を支給します。また、経済的な理由により高校等における修学が困難な者に無利子で三重県高等学校等修学奨学金を貸与します。
- 4 学習支援の充実と進路保障
 - ・ 地域未来塾等の地域住民等の協力による学習支援を推進します。
 - ・ ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護世帯を含む）等の子どもたちへの学習を支援します。
- 5 高校中途退学への対応
 - ・ 進学を希望する中学生に対し、進路指導やキャリア教育の充実を図ります。

基本施策 4 安全で安心な学びの場づくり

- ・ 生徒が高校での生活に早期に適応できるよう、教員が個別面談等を行うなど教育相談体制の充実を図ります。
- ・ 学ぶ意欲のある生徒や、やむを得ず中途退学に至った生徒に対し、学習の継続や学び直しのために進路選択等を支援します。

6 社会的養護が必要な子どもたちへの支援

- ・ 教職員等に対し、児童養護施設等で生活する子どもたちへの理解促進や里親制度の周知を図るとともに、社会的養護が必要な子どもたちに対して、関係機関との連携による必要な支援を行います。

6 学校施設の充実

めざす姿	老朽化や耐震への対応が進むとともに、生活様式の変化にも対応した、安全で快適な学校施設で子どもたちが安心して学校生活を送っています。
------	---

現状・課題

- ① 学校施設は、子どもたちが学習など学校生活で多くの時間を過ごす施設であるとともに、地震や台風などの災害時には避難所としての役割も果たす施設であるため、安全・安心を確保することが必要です。
県立学校では、これまで校舎の耐震化や屋内運動場等の天井等落下防止対策に注力してきましたが、昭和 40 年代から 50 年代に建築された校舎が約半数であることから、計画的に老朽化対策を進めていくことが必要です。
- ② トイレやエアコンなど、設備面において学校と家庭とのギャップが大きくなっています。子どもたちが安心して快適に学校生活を送ることができるよう、設備面での機能向上を図ることが必要です。
- ③ 多様な人々の利用に配慮した誰もが利用しやすい施設が求められています。ユニバーサルデザインの考え方に基づいた改修を進めていくことが必要です。
- ④ 学校施設においても、環境負荷の低減や自然とのふれあいを考慮し、省エネルギー化や県産木材等を利用した整備を進める必要があります。
- ⑤ 超スマート社会を見据え、時代に即した学習課題や学習形態の多様化に対応できる弾力的な学校施設づくりを進める必要があります。

主な取組内容

- 1 老朽化対策の推進
 - ・ 県立学校において、屋上・外壁など校舎の経年劣化の修復や電気・水道などのライフラインの更新を計画的に進めます。
- 2 快適な学習環境づくりの推進
 - ・ 県立学校において、エアコンの整備・更新を進めるとともに、トイレの洋式化を計画的に進めます。
- 3 バリアフリー化の推進
 - ・ 県立学校で学ぶ子どもたちの実情に応じたバリアフリー改修を引き続き進めるとともに、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく整備を行います。
- 4 自然環境を考慮した施設整備・改修の実施
 - ・ LED照明への更新を進めるなど、県立学校の省エネルギー化を推進するとともに、「みえ公共構築物等木材利用方針」に基づく整備を行います。
- 5 学習内容の変化に配慮した施設整備・改修の実施
 - ・ 県立学校の整備・改修の際には、情報関連設備等の増設を想定するとともに、間仕切等に配慮し、学習内容の変化に柔軟に対応できるよう取り組みます。

1 地域とともにある学校づくり

めざす姿	地域全体で子どもたちの学びと成長を支えるため、幅広い地域住民や団体の参画を得て、学校・家庭・地域が一体となった教育活動が行われています。
------	--

現状・課題

- ① 「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標を学校と地域が共有し、子どもたちが自らの人生を切り拓いていく資質・能力を育んでいくことが求められています。
- ② 学校運営に地域住民や保護者等の参画のもと、特色ある学校づくりを進めていくことが求められています。
- ③ 地域と学校が相互に連携・協働して地域全体で子どもたちの成長を支えていく組織的・継続的な枠組み・仕組みを構築していく必要があります。
- ④ 組織的かつ継続的な改善活動をさらに進めていく必要があります。

主な取組内容

- 1 「地域とともにある学校づくり」の推進
 - ・ 地域とともにある学校づくりサポーターを学校等に講師として派遣することなどを通じて、コミュニティ・スクールの仕組みの導入を図ります。
 - ・ 地域住民の支援活動が充実するよう、効果的な取組事例の普及に努めます。
 - ・ これまでに取り組みまれてきた学校支援地域本部（※1）の活動等を基盤として、地域学校協働本部（※2）への発展を促進します。
- 2 コーディネート機能の強化
 - ・ 地域学校協働本部のコーディネーターの資質向上に向けた交流会・研修や、コーディネーター候補者を対象とした養成講座を実施します。
- 3 学校マネジメントの質的向上と学校評価の充実
 - ・ 学校マネジメントを組織的に進め、教育活動その他の学校運営の質的向上を図り、信頼され活力ある学校づくりをめざします。
 - ・ 「学校マネジメントシステム」の考え方をもとにした学校自己評価を、学校関係者評価により客観性を持たせることで充実させ、継続的な改善活動につなげていきます。

（※1）：学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティア等への参加をコーディネートする組織で、いわば「地域につくられた学校の応援団」。地域住民が学校を支援する取組を組織的なものとし、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ろうとするもの。

（※2）：従来の学校支援地域本部等の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から総合化・ネットワーク化を目指す新たな体制のこと。コーディネート機能を強化し、より多くの、より幅広い層の地域住民が参画し、子どもたちの成長を地域で担うとともに、持続可能な地域社会を構築する観点から、地域と学校の協働活動を推進する体制として、地域住民や団体等のネットワーク化等を進めていく。

2 学校の特色化・魅力化

めざす姿	学校がその校種に応じて、子どもたちの興味・関心や、将来の目標に応じて主体的に学べる場であるとともに、社会性を育むことができる場であるように、特色化・魅力化が図られています。
------	--

現状・課題

- ① 学校種ごとの節目の時期において、子どもたちが学校に十分適応できない状況が生じやすい傾向があります。
- ② Society5.0時代の到来、グローバル化の進展等、社会の変化やニーズをふまえるとともに、子どもたちによる主体的な進路選択が可能となるよう、学校の特色化・魅力化を進める必要があります。
- ③ 県内大学や企業、地域住民や職業人等との連携を一層推進するとともに、地域社会の課題解決に貢献する活動や、探究的な学びを進める必要があります。
- ④ 少子化の急速な進行により、小中学校では従来の学校現場の維持が難しくなるなどの状況が生じており、教育効果の面で課題が指摘されています。また、高等学校においては、現在、小規模校の活性化に取り組んでいるところですが、今後さらなる生徒数の減少が見込まれる中、学校の活力を維持するという観点や地域の状況、高等学校が地域に果たす役割等についても総合的に検討したうえで、学校の規模や配置の検討を進める必要があります。

主な取組内容

- 1 幼児期からの一貫した教育の推進
 - ・ 校種を越えた相互交流や引継ぎ方法の研究等について、市町と連携しながら取り組むことで、子どもたち一人ひとりの学習意欲の向上および能力の伸長に努めます。
 - ・ 小1プロブレムの解消等、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けて、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校が連携した取組の充実を図ります。
 - ・ 中高一貫教育については、その理念や期待される教育効果、課題を明確にしつつ、県内各地域の状況やニーズ等をふまえた検討を進めます。
 - ・ 大学教員等による高等学校での出前授業、高校生の大学での講義受講、大学の施設等を利用した実験・実習等、高等学校と大学の連携に取り組みます。
- 2 高等学校の特色化・魅力化
 - ・ 生徒自らが深く考える学習や周囲と協力して課題を解決する活動、社会の一員としての自覚と責任を育む教育等を推進します。
 - ・ これまでの活性化の方向性や、各地域の県立高等学校活性化推進協議会等の意見を踏まえ、新しい時代のニーズに応じた学科改編や教育内容・教育方法の工夫・改善などにより、県立高等学校の一層の魅力化・活性化を図ります。
- 3 地域と連携した特色ある学校づくり

基本施策5 地域との協働と信頼される学校づくり

- ・ 地域とともに生きる自立した社会人の育成をめざして、専門性を持つさまざまな分野の人材をキャリア教育等に活用することにより、地域の特色や資源を活かした学校づくりを進めます。
- ・ 特色ある学校づくりのため、家庭・地域と連携した体験活動を充実し、学校・地域の特色を活かした道德教育、郷土教育、環境教育等を進めます。

4 望ましい学校規模と配置の促進

- ・ 小中学校の適正規模・適正配置の推進など、学習環境の改善に取り組む市町等教育委員会への支援を行います。
- ・ 高等学校の望ましい学級規模と配置については、現「県立高等学校活性化計画」の計画期間が2021年度（令和3年度）末で終了することから、今後の本県における高等学校のあり方について、あらためて検討を行い、方向性を示します。

③ 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進

めざす姿	教職員は、学び続けることで豊かな人間性と高い専門性を身につけ、地域と連携・協働しながら、確かな教育理論に基づき、未来の創り手となる子どもたちに必要な資質能力を育む教育を実践しています。また、すべての教職員のコンプライアンス意識が向上し、県民からの教職員に対する信頼が高まっています。
------	---

現状・課題

- ① 教職員は教職生活全体を通じて学び続けることで、教育的愛情、使命感、責任感等の不易とされる資質に加えて、専門性を高めることが求められています。
- ② 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの継続的な授業改善をととして、教職員は授業力を高めていく必要があります。
- ③ 教育課程の編成にあたっては、学校の教育目標をふまえた教科横断的な視点で、複数の教科等の連携を図るとともに、常にその効果を検証、改善しながら、教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を効果的に組み合わせる必要があります。
- ④ 学校組織における年齢構成が大きく変化していることから、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかりと引き継ぎつつ、若手教員を育成するとともに、学校づくりを進めるための中核的リーダーを育成する必要があります。
- ⑤ 外国人児童生徒教育や特別支援教育、いじめ問題など、これからの時代の様々な教育課題について、組織的に対応する必要があります。
- ⑥ 教職員が子どもと向き合う時間を確保するため、研修に参加しやすい環境整備をさらに進める必要があります。
- ⑦ 教員採用において、高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の確保が必要です。
- ⑧ 不祥事の根絶、服務規律確保の徹底には至っていないため、県と市町等の教育委員会が連携し、各学校での不祥事根絶に向けた一層の取組を推進する必要があります。

主な取組内容

- ① ライフステージと職種に応じた研修の実施
 - ・ すべての教職員が高い専門性と豊かな人間性を備えるため、「若手教員の実践的指導力」、「中堅・中核教員の企画力・指導力」、「ベテラン教員の企画力・指導力」の向上に向けた研修を、系統的かつ体系的に実施します。
 - ・ 管理職、主幹教諭、指導教諭及び事務職員等のマネジメント力向上に向けた研修を実施します。
- ② 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた研修の実施
 - ・ 子どもたちに「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を育むことのできる教員の授業力向上をめざした研修を実施します。

基本施策5 地域との協働と信頼される学校づくり

- ・ 若手教員が各学年の学習のつながりを意識し、より効果的な指導が行えるよう、研修を実施します。
 - ・ 教育活動の質の向上をめざすカリキュラム・マネジメントに関する研修を実施します。
- ③ 校内でOJTを推進する中核的リーダーの育成
- ・ 管理職とともに、よりよい学校・学級づくりを推進する教員を育成します。
 - ・ 授業力向上につながる校内研修体制づくりを推進する教員を育成します。
 - ・ 校内の教育相談体制づくりを推進する教員を育成します。
- ④ 教育課題に対応した教職員の専門性の向上
- ・ 「英語教育」「道徳教育」「プログラミング教育」等、新たな教育課題に対応できる専門性について、主体的に学ぶ研修を実施します。
 - ・ 外国人児童生徒の受け入れ体制の整備や日本語指導の方法等について必要な知識とマネジメント力を修得する研修を、国と連携して実施します。
- ⑤ 研修に参加しやすい環境の整備
- ・ 市町等教育委員会や県内教育研究所等との連携による研修を地域で開催する等、教職員が研修に参加しやすい環境を整えます。
 - ・ 学校を離れることなく研修を受けられるよう、インターネットを活用した研修を実施します。
 - ・ 学校を会場とした研修等、開催場所や研修時間の設定について工夫します。
- ⑥ 教職員育成支援のための人事評価制度の適切な実施
- ・ 人事評価制度を適切に実施し、能力・意欲の向上を図るとともに、組織力の向上をめざします。
- ⑦ 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の確保に向けた取組
- ・ 優れた受験者を確保するため、高校生や大学生、社会人など様々な立場の方を対象に、ガイダンスや教員採用選考試験説明会を実施します。
 - ・ 毎年、教員採用選考試験の実施方法、応募要件等の見直しを行い、改善に努めます。
 - ・ 大学と連携して教職に係る講座の一部を教育委員会が担当することで、教職を志す学生に対して学校教育の現状を伝えます。
- ⑧ 不祥事の根絶やコンプライアンス意識の確立に向けた取組
- ・ 各種会議や面談等、あらゆる機会を通じて、綱紀粛正および服務規律の確保の徹底を図ります。各学校では、校長のリーダーシップのもと、コンプライアンスに係る研修を実施し、不祥事根絶に係る一層の取組を推進します。

4 学校における働き方改革の推進

めざす姿	教員の業務負担軽減を図り、限られた時間の中で、教員の専門性を生かしつつ、授業改善の時間や児童生徒等に接する時間を十分確保し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対してより効果的な教育活動を持続的に行うことができるようになっていきます。
------	---

現状・課題

- ① 全国の状況と同じく、三重県教職員の働き方は、月 45 時間を超える時間外労働に従事する者が少なくない状況です。学校や教員の業務の範囲を明確にし、勤務環境を整備する必要があります。
- ② 子育てや介護等の理解や支援を含めて教職員同士が互いを認めあい、さまざまなハラスメントがなく協力し合える組織風土づくりが必要です。
- ③ 子どもや保護者、地域の価値観の多様化・複雑化や、関係者からの要望等の増加への対応のために、外部人材の充実およびその派遣等の支援が引き続き必要です。
- ④ 教職員の多忙化の中で、安全と健康の増進に向けて、安全衛生管理体制の充実が必要です。
- ⑤ 教職員の業務の多忙化や困難化は、心身のストレスの増加をもたらしています。教職員の心の健康の保持増進の環境づくり、相談体制の確立等、適切な支援と再発防止策を充実させていく必要があります。

主な取組内容

- 1 総勤務時間縮減に向けた取組
 - ・ 校長がリーダーシップを発揮して総勤務時間縮減を推進できるよう取り組みます。
 - ・ 勤務時間の客観的な把握の方法について検討し、時間外労働を含んだ勤務時間管理の徹底を図ります。
 - ・ 学校や教員が担う業務の明確化・適正化を進めるとともに、調査・会議等の見直しやICTの推進等の業務の簡素化・効率化に取り組みます。
- 2 職場環境の改善と協力し合える職場風土づくりのための取組
 - ・ すべての教職員が、学校マネジメントについて理解を深め、継続的な改善活動を実践するために、学校マネジメントに係る研修を実施します。
 - ・ セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメントのない職場風土づくりを進めます。
 - ・ 障がいの有無にかかわらず共に働きやすい職場づくりに取り組みます。
 - ・ 教職員の満足度の状況を定期的に調査・分析します。
- 3 各種課題対応のための専門家や外部人材の活用
 - ・ 学校や子どもたちの実情を踏まえた効果的な外部人材等の配置に取り組みます。
 - ・ 専門的な知識や経験を有する専門スタッフとして、スクールカウンセラーや生徒指

基本施策5 地域との協働と信頼される学校づくり

導特別指導員、部活動指導員等について配置や派遣に取り組みます。

- ・ 事務負担軽減のため、印刷や簡単な採点などの業務を担うスクール・サポート・スタッフを配置します。また、地域住民による学校を支援する体制づくりを促進します。

4 教職員の健康管理対策

- ・ 安全衛生委員会等の安全衛生体制の充実を図り、職場巡視や安全衛生研修を実施します。
- ・ 健康診断および事後指導、感染症対策等による疾病予防対策を進めます。
- ・ 過重労働に該当する教職員の健康状態や疲労度の把握に努め、校長や産業医による面接を行います。

5 教職員のメンタルヘルス対策

- ・ すべての公立学校でストレスチェックを実施し、教職員自らが積極的に心身の健康づくりに取り組めるよう支援します。
- ・ 心身の不調が認められる教職員への専門家による相談を実施します。
- ・ 精神神経系疾患により休暇及び休職中の教職員の円滑な職場復帰と再発防止のため、職場復帰訓練や臨床心理士による支援を実施します。
- ・ 校長・教頭等への研修や専門医・臨床心理士による相談を実施し、管理職による教職員のメンタルヘルスケアを支援します。

5 家庭の教育力の向上

めざす姿	家庭において、子どもたちの豊かな情操や人を思いやる心が育まれており、基本的な生活習慣、学習習慣が身についています。また、社会全体で家庭を支える気運が醸成され、家庭教育の応援に向けた多様な取組が積極的に進められています。
------	---

現状・課題

- ① 家庭教育はすべての教育の原点であり、基本的な生活習慣、人に対する信頼感、豊かな情操等を身につけ、自己肯定感を高めるうえで重要な役割を担っています。
- ② 家庭のあり方は多様化し、子育てや家庭での教育に不安や負担を感じる保護者が増加しています。
- ③ 子どもの健やかな成長のためには、生活習慣を身につけることが大切ですが、同じ時刻に寝ている子どもの割合が4割未満となっています。
- ④ 男性の育児参画の仕組みづくりとともに、社会全体で意識を高めていく必要があります。

主な取組内容

- 1 学習の機会や情報の提供
 - ・ 妊娠期から学齢期の子を持つ親同士が、子育てに関する悩みや思いを語り合うワークショップ（みえの親スマイルワーク）を開催します。
 - ・ 子育てや家庭教育の気づきにつながる内容のリーフレット等を作成・活用します。
 - ・ 自ら考え行動し、他者と共に支えあう力を育む野外体験保育を普及します。
- 2 家庭教育を応援する人材の養成
 - ・ 家庭を支える人材の養成のための講座を市町と連携して開催します。
 - ・ 参加体験型学習プログラムを活用する学習における進行役（ファシリテーター）の養成を進めます。
 - ・ 保護者対応や家庭の支援に関する幼稚園教諭や保育士等の資質向上を図ります。
 - ・ 子どもの育成支援や家庭の子育て支援に取り組む人材の資質向上を図ります。
- 3 子どもの習慣づくり
 - ・ 「みえの学力向上県民運動」を引き続き展開し、基本的な生活習慣・学習習慣・読書習慣を確立します。
 - ・ 読書の重要性についての家庭の理解が深まるよう、情報提供や講座等を行います。
 - ・ インターネットやSNSの適切な利用に関わる情報の提供を行います。
- 4 社会全体で家庭を支える気運の醸成
 - ・ 男性の育児参画を促す冊子等を広く配布し、社会全体で家庭を支える気運の醸成を進めます。
 - ・ ステキな育児をしている男性や団体等の情報発信を行います。
 - ・ 父親等を対象に、子育てに関してできることを考える場づくりを促進します。

6 社会教育の推進と地域の教育力の向上

めざす姿	社会教育関係団体やボランティア団体等の市民団体、地域住民の多様な主体が連携することにより、地域の中で子どもたちを健やかに育む環境が整備されています。また、各地域で住民のニーズに応じた多様な学習機会が提供されています。
------	--

現状・課題

- ① 地域の教育力を子どもたちの成長に活かしていくため、PTAや子ども会等、多様な主体との連携・協働を強化する必要があります。
- ② 社会教育の推進にあたっては、地域の教育力を向上させるとともに、地域づくりを意識した取組を進める必要があります。
- ③ 多様な地域課題や学習ニーズに対応するため、社会教育関係者の資質向上が求められています。

主な取組内容

- 1 多様な主体との連携・協働による体験活動や学習活動の推進
 - ・ PTAや子ども会等の多様な主体が情報交換・情報共有できる場の提供を行い、連携・協働を強化します。
 - ・ 子どもたちが安全・安心に放課後を過ごせる居場所として、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置・運営について支援します。
 - ・ 高等教育機関の専門的知識や技能を活用したプログラム「まな便」を用いて、公民館等での学習や活動を支援します。
 - ・ 子どもたちが農作業や自然体験活動をすることにより、自立する力と共生する力を育めるよう、指導者の育成や受入体制の整備を図ります。
- 2 地域の教育力の向上と地域課題の解決
 - ・ 公民館等の社会教育施設には地域の学習拠点のほか、学校と地域の連携を強化する役割も期待されていることから、より効果的な事業展開に向けて、情報提供や研修等の支援を行います。
 - ・ 県立の青少年教育施設を活用した研修プログラムの一層の充実を図ります。
 - ・ 三重県の自然や文化等について興味を持って学ぶことができるよう、博物館等の社会教育施設の利用を促進します。
- 3 社会教育に携わる人びとの資質の向上
 - ・ 社会教育関係者の研修・交流の場を設け、地域の枠を超えた連携を促進します。
 - ・ 地域学校協働本部のコーディネーターの資質の向上に向けた交流会・研修や、コーディネーター養成講座を実施します。
 - ・ 社会教育による学習成果が地域社会の課題解決に活用されるよう、公民館等の社会教育施設や学校等で活かす機会づくりを促進します。

7 文化財の保存・継承・活用

めざす姿	子どもたちをはじめとする多くの県民が文化財について学び、親しみ、その価値についての理解を深めることで、地域の宝である文化財が保存・継承・活用されています。
------	---

現状・課題

- ① 三重県には、多くの有形・無形の文化財が残されています。今後、新たに価値が認められた文化財は、指定等の手続きを的確に進め、保護を図っていく必要があります。
- ② 少子高齢化、過疎化の進行等により、文化財の維持管理や伝統的な民俗行事の継承が困難になっています。
- ③ 文化財を保存し継承していくためには、地域社会総がかりで文化財を保存・活用し、魅力ある地域づくりに向けた取り組みが求められています。

主な取組内容

- 1 文化財の調査と指定
 - 文化財を保存、継承するため、県にとって特に重要な文化財については、県指定を行います。また、国にとって重要とされる文化財については、国指定等となるよう、国や所有者等関係者と積極的に協議を行います。
- 2 文化財の修復と継承
 - 国・県指定等文化財で、修復や再生、継承のための取組が必要なものについては、所有者や市町と調整の上、保存のための支援をするとともに、その活用のための情報発信を行います。また、民俗文化財の継承については、市町や保持団体と情報共有を行い、実情に応じた対応を行います。
- 3 文化財の保存・活用の推進
 - 県内の文化財について、改正文化財保護法に基づき、県文化財保存活用大綱を策定し運用することにより、地域社会総がかりでの文化財保護への取組方針や、市町に対する県の支援方針を明らかにするとともに、防災及び災害発生時における文化財対応のための県内情報ネットワークを構築します。